

同月十日

公務員の新恩給制度確立等に関する
諸議外一件(今井耕君紹介)(第二二
八一号)
同外一件(今井耕君紹介)(第二三八
二号)
恩給の不均衡調整に関する諸議(平
川篤雄君外一名紹介)(第二二八二
号)
同外一件(遠藤三郎君紹介)(第二二
八三号)
同(中馬辰猪君紹介)(第二二八四
号)
同(石原登君外二名紹介)(第二二八
五号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二二八六
号)
同(阿左美廣治君紹介)(第二二八七
号)
同(久野忠治君紹介)(第二二八八
号)
同(神田博君紹介)(第二二八九号)
同(門脇勝太郎君紹介)(第二二九〇
号)
同(小林運美君紹介)(第二二九一
号)
同(河本敏夫君紹介)(第二二九二
号)
同(荒木萬壽夫君紹介)(第二二九三
号)
同(中村幸八君紹介)(第二二九四
号)
同(武藤嘉一君紹介)(第二二九五
号)
同(佐々木盛雄君紹介)(第二二九六
号)
同(平野三郎君紹介)(第二二九七
号)
同(河野謙三君紹介)(第二二九八号)

同(圓谷光衛君紹介)(第二二九九
号)
同(中野四郎君紹介)(第二三〇〇
号)
同(高倉定助君紹介)(第二三〇一号)
同(中川俊思君紹介)(第二三〇二
号)
同(岡田五郎君紹介)(第二三〇三
号)
同(永井要造君紹介)(第二三〇四
号)
同(中垣國男君紹介)(第二三〇五
号)
同(坪川信三君紹介)(第二三〇六
号)
同(島田末信君紹介)(第二三〇七
号)
同(増田甲子七君紹介)(第二三〇八
号)
同(千賀康治君紹介)(第二三〇九
号)
同(辻寛一君紹介)(第二三一〇号)
同外一件(柳澤義男君紹介)(第二三
一一号)
同外一件(山本利壽君紹介)(第二三
一二号)
同外四件(竹尾式君紹介)(第二三一
三号)
同(足立篤郎君紹介)(第二三二八
号)
同(守島伍郎君紹介)(第二三二九
号)
同(丸山直友君紹介)(第二三三〇
号)
同(岡村利右衛門君紹介)(第二三三
一号)
同(田中不破三君紹介)(第二三三二
号)
同(淵上房太郎君紹介)(第二三三三
号)

三号)
同(神田博君紹介)(第二三三四号)
同(玉置實君紹介)(第二三三五号)
同(田万廣文君紹介)(第二三三六
号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二三三七
号)
同(小野瀬忠兵衛君外二名紹介)(第
一三三八号)
同外一件(江花静君紹介)(第二三三
九号)
同(佐々木更三君紹介)(第二三四〇
号)
同(成田知巳君紹介)(第二三四一
号)
同外一件(浦尾君亮君外三名紹介)
(第二三五九号)
同外一件(岡田五郎君外一名紹介)
(第二三六〇号)
同(平川篤雄君外一名紹介)(第二
三六一号)
同(塚原俊郎君紹介)(第二三六二
号)
同(八木一郎君紹介)(第二三六三
号)
同(黒澤富次郎君紹介)(第二三六四
号)
同(玉置信一君紹介)(第二三六五
号)
同(河野謙三君紹介)(第二三六六
号)
同(大石武一君紹介)(第二三六七
号)
同(森崎君紹介)(第二三六八号)
同(竹山祐太郎君紹介)(第二三六九
号)
同(井出一太郎君紹介)(第二三七〇
号)
同外三件(早稻田柳右エ門君紹介)

(第二三七一号)
同(鈴木幹雄君紹介)(第二三七二
号)
再軍備反対並びに学問の自由に関す
る諸議(渡部義通君紹介)(第二三五
〇号)
国土省設置に関する諸議(小峯柳多
君紹介)(第二三八一号)
同月十四日
軍人恩給復活に関する諸議(福永健
司君紹介)(第二三九七号)
同(堤ツルヨ君紹介)(第二四二二
号)
同(田嶋好文君紹介)(第二四六五
号)
恩給の不均衡調整に関する諸議(山
本久雄君紹介)(第二三九八号)
同(田中啓一君紹介)(第二三九九
号)
同(川村善八郎君紹介)(第二四〇〇
号)
同(小平忠君紹介)(第二四〇一号)
同外一件(淵上房太郎君紹介)(第二
四〇二号)
同(松尾トシ子君紹介)(第二四〇三
号)
同(柏原義則君紹介)(第二四〇四
号)
同(井之口政雄君外一名紹介)(第二
四〇五号)
同(三浦實之助君紹介)(第二四〇六
号)
同(宇田恒君紹介)(第二四二三号)
同(岡村利右衛門君紹介)(第二四二
四号)
同(佐藤重遠君紹介)(第二四二五
号)
同(川西清君紹介)(第二四二六
号)

同(田中萬逸君紹介)(第二四二七
号)
同(伊藤郷一君紹介)(第二四二八
号)
同(宮崎靖君紹介)(第二四二九号)
同(甲木保君紹介)(第二四三〇号)
同(青木正君紹介)(第二四三一号)
同(龍野喜一郎君紹介)(第二四三二
号)
同(稻葉修君紹介)(第二四三三
号)
同(藤田義光君紹介)(第二四三四
号)
同(二階堂進君紹介)(第二四三五
号)
同(江崎眞澄君紹介)(第二四三六
号)
同(小西寅松君外一名紹介)(第二四
三七号)
同外一件(大村清一君紹介)(第二四
三八号)
同外一件(麻生太賀吉君紹介)(第二
四三九号)
同外一件(倉石忠雄君紹介)(第二四
四〇号)
同(栗山長次郎君紹介)(第二四六六
号)
同(足立梅市君紹介)(第二四六七
号)
同(田嶋好文君紹介)(第二四六八
号)
同(守島伍郎君紹介)(第二四六九
号)
同(大矢省三君紹介)(第二四七〇
号)
同(前田種男君紹介)(第二四七一
号)
同(坂田道太君紹介)(第二四七二
号)

恩給審査会	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
恩給法特例審議会	恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

○富野政府委員 ただいま議題となりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案の提案理由及び内容の概略を説明申します。

まず、地方団体の吏員等連合国最高司令官の命令に基き退職したときの退職料等を受ける資格又は権利の喪失等に関する件は、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて昭和二十一年勅令第六十八号をもつて制定せられた恩給法の特例に関する件の第七條及び第八條に「恩給を受ける者又は受くべき者連合国最高司令官により抑留又は逮捕せられたるときは其の恩給の支給は之を差止め又は恩給を受けるの権利は之を裁定せず」、「公務員若しくは公務員に準ずべき者又は此等の者の遺族連合国最高司令官に依り抑留又は逮捕せられ有罪の判決確定したるときは抑留又は逮捕の時より恩給を受けるの資格又は権利を失ひ、公務員又は公務員に準ずべき者連合国最高司令官の命令に基き退職したるときは恩給を受けるの資格又は権利を失ふ」と規定

せられた恩給法の適用を受ける者についての取扱いに對して、地方公共団体の吏員、管理職者もしくは役員もしくは吏員、管理職者もしくは役員であつた者またはこれらの者の遺族の当該地方公共団体から受ける退職料、退職給付金等についても同様の取扱いとする趣旨のもとに、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き昭和二十一年勅令第八十一号をもつてこの命令を制定し、恩給法の特例に関する件と歩調を合せ、昭和二十年十一月二十四日からこれを適用することとしたものであります。同令実施後、地方公共団体の吏員等で同令の適用の対象となつた者はほとんどなく、また、恩給法の特例に関する件の第七條及び第八條の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から削除する趣旨のもとに、別途法律案を提出して御審議を願うこととなつておりますので、この命令も平和條約発効の日以後存続させる必要はないと認められるので、廃止しようとするものであります。

次に工場事業場、研究機関等の事業報告書等に関する件及び科学技術者経歴調査書提出に関する件は、いずれも昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定せられた各関係省庁の共同命令でありまして、前者は、各研究機関等の規模、研究内容等について、各研究機関から定期的に報告書を出す義務を課せしめて、これを司令官に提出したものであり、後者は、科学技術者の経歴調査書を、この命令に規定する範囲において、昭和二十二年七月十日までに主務大臣に提出せしめ、これを司令官に提出したものであります。この二つの命令に基き報告書の司令官への提出は、現在一応完了いたしております。政府におきましては、この提出資料によつて全国研究機関通覧、研究題目集及び科学技術者名鑑等を作成いたしまして、科学技術振興の基礎資料として活用いたしておりますが、今後ともこれらの資料は、きわめて重要なものと考えられます。しかしながら、これらの資料をさらに整備して行くためには、報告書の提出を今後とも継続せなければならぬところであります。また、それについては、別に法律を要するものがありますれば別途立案することとして、一応現在のこのボツダム命令は、平和條約の効力発生とともに廃止することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を説明いたします。

この法律案はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件につきまして、講和條約の効力発生に伴う所要の措置を講じようとするものであります。

昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から日本政府に発せられた宣言によりまして、軍人及びその遺族並びに昭和二十一年閣令第四号第一條に規定する者以外の軍属及びその遺族に恩給給付は、禁止または制限されて今日に至つております。これらの廃止または制限された軍人軍属の恩給の、講和條約の効力発生後における復元の措置につきましては、その復元の措置いかんが、国家財政その他各方面に及ぼす影響の少なからざることを考慮しまして、特に、慎重を期することとし、講和條約の効力発生後、新たに、總理府の付属機関として恩給法特例審議会を設置し、その審議会の公正妥當な結論に基いて措置することとし、昭和二十八年三月三十一日まで、現在のごとき恩給取扱いは継続することとしたとして、恩給法の特例に関する件は、講和條約の効力発生後も昭和二十八年三月三十一日までは、法律として効力を有するものとして、

存続せしめようとするものであります。この法律案の第二條及び第三條、並びに附則第三項の規定がこれに関するものであります。

以上のはか、恩給法の特例に関する件中、講和條約の効力発生に伴い不要となります規定を削除しようとするものであります。この法律案の第一條及び附則第二項の規定がこれに関するものであります。

以上が、この法律案を提出するに至りました理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○八木委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由を説明を願ひいたします。山口政務次官。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
本府	統計委員会	一、七六九人	
	公正取引委員会	五七人	
	全国選挙管理委員会	二四一人	
		四四人	

總理府		法務府	外務省	大蔵省
国家公安委員会 国家地方警察 国家消防庁 地方財政委員会 外国為替管理委員会 首都建設委員会 電波監理委員会 公益事業委員会 土地調整委員会 宮内庁 特別調整庁 行政管理庁 地方自治庁 北海道開発庁	計 六〇、九七七人 四二、三四二人 一、一四六人 一、一八八人 三、一四八人	計 四三、四八八人 一、五六七人 八六五人	計 二、四三二人 一三、八七四人 一一〇人 一〇人 五二、〇二〇人 一、八三二人 八、一一一人	計 二、四三二人 一三、八七四人 一一〇人 一〇人 五二、〇二〇人 一、八三二人 八、一一一人
うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。		うち一〇、九〇〇の職員とする。		

文部省	厚生省	農林省	通商産業省	運輸省	郵政省
本省 文化財保護委員会 計 六二、五二八人 四四六八人	本省 引揚援護庁 計 四四、四八七人 一、七七九人 四六、二六六人	本省 食糧庁 林野庁 水産庁 計 二五、八五四人 二八、一一六人 二二、一一五人 一、五〇四人 七七、五八九人	本省 資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁 計 七、七九七人 五一六人 四、四一七人 六七二人 一六六人 一三、五六八人	本省 船員労働委員会 捕鯨審査再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 航空庁 計 一三、八二九人 五四人 一三、〇〇七人 九〇人 一、二四五人 二八、二二〇人	本省 計 二四六、六三〇人
うち六〇、九六一人は、国立学校の職員とする。					

- 同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第三項とし、同條第六項を同條第四項とする。
- 附則
- この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定中捕鯨審査再審査委員会に関する部分は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
 - 賠償庁においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、日本国との平和條約の最初の効力発生の日の前日までの間、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定による定員の職員を置くことができる。
 - 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千二百五十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千四百四十三人とする。
 - 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
 - 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の一部を次のように改正する。
- 附則第一項の項番号並びに附則第二項及び第三項を削る。

いは、地方自治法第五十條の規定を準用する。但し、「普通地方公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県委員会」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○今村政府委員 今回政府から提出いたしました統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案について、その提案理由と法律案の概要とを御説明申し上げます。

これまでは国の指定統計調査事務につきましては、その事務の一部を地方公共団体の長に委任して処理して参りましたが、教育委員会法が制定されましたからは、御承知のように教育事務につきましては教育委員会がもつぱらこれを管理し執行して来ております。そのため、国で行う教育に関する指定統計調査もその種類によりましては、教育委員会にその事務を委任する必要があると感ぜられるに至りました。一方教育委員会におきましては、その発足以来教育関係の調査統計に相当の力を注ぎ、見るべき成果をあげて

いるのであります。もしこれらの統計調査が必要に応じて指定統計として指定され、教育委員会みづから実施することができらば、教育統計の合理的実施やその発達についてはもとより、指定統計そのものの充実という面からもきわめて有意義なことと考えられるのであります。以上二つの理由から統計法に技術的な修正を加え、教育委員会も国の統計調査事務の委任を受

け得るとともに、みづからも指定統計を作成し得るようにし、あわせて教育委員会法に所要の改正を行いまして、国の指定統計調査事務が教育委員会に委任された場合、その事務処理の確を期し得るよういたしましたのであります。

以上この法律案を提案した理由とその趣旨について申し上げました。何とぞこの改正法律案の必要性を認められ、慎重審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○八木委員長 以上をもちまして、四法案の提案理由の説明は終了いたしました。各法案につきましても質疑は次会に行うことといたしたいと存じます。

次会は明後二十日午前十時半より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

第十三回国会衆議院内閣委員会議録
第一号中正誤

頁段 行		誤		正	
二二二八		政令		法律	
〃〃三一		号第二百五十		二号	

昭和二十七年三月二十二日印刷

昭和二十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所